



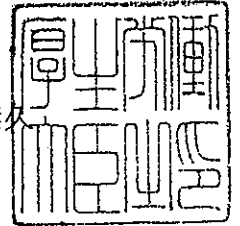
厚生労働省発能1218第2号

平成26年12月18日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。

）附則第三条に規定する職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例を、平成二十八年三月三十一日まで延長すること。

第二 施行規則附則第三条の三に規定する特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例を、平成二十八年三月三十一日まで延長すること。

第三 この省令は、公布の日から施行すること。

東日本大震災特例措置の延長について(求職者支援制度)(案)

○ 適用期限が今年度末までとなっている震災特例措置について、引き続き被災県でのニーズがあることから、適用期限の1年間の延長を行う。(平成28年3月31日まで適用期限を延長)

1. 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置

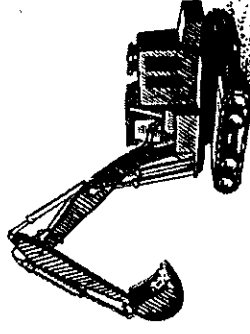
→ 引き続き同内容で特例措置を継続することとする。

復旧・復興事業に必要な整地作業等に必要な人材(車両系建設機械運転手)を育成するための訓練の実施を奨励【対象県】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

- 訓練内容 車両系建設機械運転、小型移動式クレーン、玉掛け、フォークリフトの技能講習等
- 訓練期間 10日～1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人

(参考) 震災対策特別訓練コース実績

H23年度 (23.10-24.3)	受講者数224人、就職率62.7%
H24年度	受講者数360人、就職率60.2%
H25年度	受講者数406人、就職率59.1%
H26年度 (26.4-9)	受講者数118人、就職率 —



2. 被災3県において実施した求職者支援訓練の就職率に係る特例措置

→ 引き続き同内容で特例措置を継続することとする。

被災3県で実施された求職者支援訓練の就職率について、認定基準上の特例措置を設け、被災3県での求職者支援訓練の実施を促進【対象県】岩手県、宮城県、福島県

通常の取扱い	被災3県における特例措置(現行)
連続する3年の間に同一の都道府県で同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の就職率が、基礎コース:30%未満、実践コース:35%未満でないこと。 ※2コース以上が該当した場合、当該該当した県で当該分野の求職者支援訓練を不認定。	平成27年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、0.5コースと取り扱う。(例えば、3コースが該当した場合、1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。)

